

【dsi ドローンスクール池袋駅前校国家操縦ライセンスコース 受講規約】

(目的)

第1条

dsi ドローンスクール池袋駅前校国家操縦ライセンスコース受講規約(以下、本規約という。)は、航空法第132条の69の規定に基づき登録された登録講習機関(登録番号:国空無機第299175号/国空機第299176号)である株式会社セレクトィ(以下、当社という。)が運営する dsi ドローンスクール池袋駅前校(以下、当スクールという。)が行う講習、実地修了審査、身体検査等(以下、講習等という。)の受講希望者(以下、希望者という。)または受講者が、当スクールの講習等への申し込みまたは講習等を受講する際において遵守しなければならない事柄について定めるものです。

(講習等)

第2条

1. 当スクールは当社が登録講習機関として届出た講習課程等にもとづき、2022年12月5日施行の改正航空法による「無人航空機操縦者技能証明」(ドローンの国家ライセンス制度)において、「無人航空機操縦者技能証明」を取得しようとする受講者に対し、無人航空機の飛行に必要な技能(知識及び能力)を付与するための講習等を行います。
2. 当社の講習等は、受講者が必ず講習等を修了し実地修了審査に合格できることを保証するものではなく、また、無人航空機操縦者技能証明(国家操縦ライセンス)を取得できることを保証するものではありませんので予めご了承ください。
3. 当スクールの講習等は日本語で行います。
4. 当スクールの講習等のスケジュール、講習場所等は、登録講習機関として届出た範囲内で事前に当社が定めるところによります。希望者は、当スクールのホームページに記載された当該内容をご確認いただき、前項2及び3をご了承の上お申込みください。
5. 当スクールの講習等の円滑な運営及び質的向上をはかることを目的として、講習の様子を映像等で記録する場合がありますので予めご了承ください。記録内容は目的のためだけに使用し外部には一切漏らしません。

(受講資格)

第3条

1. 満16歳以上となります。また、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。
2. 国土交通省のドローン情報基盤システムから発行される技能証明申請者番号を取得

している必要があります。

3. 規則別表第六に定められる身体検査基準に適合しない場合は受講できません。
4. 航空法第 132 条の 45 第 2 項及び第 3 項の欠格事由に該当する場合は受講できません。

(受講料、実地修了審査料)

第 4 条

1. 当スクールの受講料、実地審査料（以下、受講料等という。）は、当社が事前に講習毎に定めるところによります。希望者は、当スクールのホームページに記載された当該内容をご確認のうえお申込みください。
2. 受講料等に含まれるものは料金とともに明示いたします。希望者は、受講の申込み前に、受講料等に含まれる内容をご確認のうえお申込みください。
3. 当スクールの講習等は、あらかじめ当スクールのホームページ等で明示された施設や場所において実施いたします。講習等の実施場所までの交通費は、受講料等に含まれません。その場合の交通費等は受講者負担となります。

(修了証明書の発行)

第 5 条 修了証明書の発行

1. 当スクールにおいて所定の講習を受講し実地修了審査に合格した受講者には、登録講習機関である当社名において無人航空機講習の修了証明書を発行いたします。
2. 当スクールが提供する講習等の料金には、前項に定める証明書の発行を受けるための費用が含まれておりますが、受講者が国またはその他の第三者に支払う費用は含まれておりません。

(受講契約)

第 6 条

1. 希望者は、当社に対し、受講を希望する講習等、実施スケジュール、講習場所、受講料等及び本規約の遵守に同意して、受講の申込みをするものとします。
2. 希望者が、当スクールの講習について当社の定める方法により申込みを行い、当社がこれを承諾することにより、希望者と当社の間、当スクールの講習の受講に関する契約（以下、受講契約という。）が成立するものとします。
3. 本規約の内容を理解できない方及び本規約に同意をいただけない方はお申込みまたは受講ができません。
4. 受講契約が成立したときは、本規約の定めにしたがって、受講者は当社に対し受講料等を支払い、当社は受講者に対し所定の講習等を提供・実施するものとします。
5. 受講契約の成立後に、受講者が申し込んだ講習等を変更することはできません。また、

受講者が事前の連絡をなさず受講する講習等に欠席または遅刻したときは、当社は、受講料等の返金および講習等の再提供をいたしません。

(受講料等の支払い)

第7条

1. 当スクールの受講者は、申し込み後1週間以内及び受講開始前々日までに、当スクールが発行する請求書に従い、当スクールが指定する支払い方法で、当スクールの受講料として、請求金額を支払うものとします。なお、申し込み後1週間以内及び受講開始前々日までのご入金またはご決済を受講者と当スクールにて合意した日までにご入金またはご決済が確認できなかった場合、受講者都合による受講契約の終了とし、第12条に則って、キャンセル料・取消手数料が発生します。
2. 当スクールの講習等の内容、カリキュラムとして保証している回数を超過して講習等を受講する場合又は修了試験に合格できず複数回受講する場合には、追加での受講料を当スクールの指示に従って支払うものとします。
3. 支払いにかかる費用は、受講者が負担するものとします。

(申込の拒絶)

第8条

1. 当社は、希望者が次に掲げるいずれかに該当すると判断したときは、ただちに受講の申し込みを拒絶することができるものとします。
 - (1) 本規約の遵守に同意しない場合
 - (2) 講習の受講条件を満たさない場合
 - (3) 法律行為を行う能力を有しない場合
 - (4) 過去に本規約もしくは当社の提供する他のサービスあるいは業務の契約もしくは規約に違反し、または、当社の提供するサービスあるいは業務に関する契約を解除されたことがある場合
 - (5) 第7条第1項または第2項に定める事項を当社に対し履行しない場合
 - (6) 第18条第1項または第2項の各号に該当する場合
 - (7) その他、当社が受講申込を受諾するに相当でないと認める場合
2. 当社は、希望者からの受講の申込みを拒絶したときであっても、その理由を希望者に通知いたしません。
3. 希望者は、当社が希望者からの受講の申込みを拒絶したことに對し、異議を述べることはできないものとします。

(希望者及心受講者の情報)

第9条

1. 当社は、受講の申込みを行った希望者または受講者に対して、規則第 236 条の 38 の規定による技能証明の申請に必要な技能証明申請者の本人確認を行います。
2. 希望者は、受講契約の申込み時に、当社に対し、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、顔写真データ、無人航空機操縦者技能証明制度で指定された提出物（技能証明申請者番号、本人確認書類（運転免許証等、住民票の写し、顔写真）、民間操縦技能証明証（経験者の場合）、所属する団体名、部署名その他当社が指定する事項を通知するもの）とします。当社は、これらの情報を、第 18 条第 2 項に定める目的で使用します。
3. 受講者は、第 2 項にもとづき、当社に通知した事項に変更が生じたときは、当社に対し、速やかにその変更を通知するものとします。
4. 受講者からの第 2 項または第 3 項に定める通知の内容に誤りまたは虚偽があった場合において、それによって受講者に不利益が生じたときは、当社は、その不利益について何ら責任を負いません。

（受講者の権利）

第 10 条

1. 受講契約に基づき当スクールの講習等を受講する権利は、受講者本人のみに帰属します。受講者は、この権利を第三者に譲渡することはできません。
2. 当社は、受講者に対し受講証を発行します。受講者は、講習の受講中は常に受講証を携帯するものとします。当社が受講者に対し受講証の提示を求めたときは、受講者は、これを提示するものとします。

受講者は、受講証を第三者に譲渡または貸与することはできません。受講証は、受講する当該講習の実施期間中に限り効力を有するものとします。本契約または講習が終了したときは、受講者は、当社に対し、速やかに受講証を返却するものとします。

（実地修了審査）

第 11 条

1. 当スクールの講習修了後、実地修了審査（以下、審査という。）を行います。
2. 審査の実施及び合格判定は、航空法第 132 条の 47 第 2 項に基づき厳正に行います。受講者は、当社が行った合格判定に異議を述べることはできません。ただし、当社による合格判定が厳正でないことが客観的な証拠に基づき明白である場合を除きます。
3. 当社は、審査に合格しなかった受講者に対し、補講または再実地修了審査（以下、再審査という。）を実施することができるものとします。
4. 受講者が補講または再審査を受講するときは、受講者は、当社に対し、当社があらかじめ別に定める補講料または再審査料を支払うものとし、補講または再審査に関する当社と受講者の合意の成立については、第 4 条各項の規定を準用するものとします。補講料または再審査料の支払いについては、第 6 条及び第 7 条の各項の規定を準用す

るものとしします。

(解約及び返金)

第12条

1. 受講者は、受講期間中いつでも、受講者の都合で当スクールを退校し、当スクールとの受講契約を終了させることができます。
2. 受講契約成立以降における受講者都合による受講契約の終了の際には、キャンセル料・取消手数料として下記の金額をお支払いいただきます。

受講日より起算して	キャンセル料・取消手数料
14日前	無料
13日前～8日前	受講料の50%
7日前～受講日当日	受講料の100%
無連絡不参加及び受講開始後の取消	受講料の100%

3. 受講料の返金が発生した場合、受講料の支払い方法に応じた返金方法で受講者に返金します。なお、返金に要する手数料は受講者負担となります。

第13条 受講者の義務・注意事項

1. 受講者は、受講期間中、関係法令、当スクールが別途指定する規則ほか、当スクールの講師の指導に従うものとしします。
2. 受講者は、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとしします。
 - (1) 当スクールおよび他の受講者への脅迫、暴言、誹謗中傷、名誉棄損、差別、わいせつ行為、つきまとい等、当スクールもしくは他の受講者に被害又は不快感を与える行為。
 - (2) 特定の行動を継続、又は繰り返すことによる円滑な講習等の運営を妨害する行為。
 - (3) 提供者や第三者に対して、不利益又は損害を与え得る行為。
 - (4) 当スクールの講師の指導に従わずにドローンを操作する行為。
 - (5) 当スクールの講習等の提供又は運営に用いる設備、ドローンを含む機材の無断で使用する行為。
 - (6) 受講者としての資格および入館証の譲渡・貸与。
 - (7) 当スクールの講習等の内容に問題や不具合があった場合において、その問題や不具合を悪用して自らもしくは第三者に不当に利益をもたらす、又は当スクールもしくは第三者に不利益を与える行為。また、その問題や不具合をインターネット等を通じて流布する行為。
 - (8) ドローンの改造行為。

- (9) 講習等の期間中か否かを問わずドローンの関連法令に従わない運航の操作等の危険な行為（航空法の適用を受けないドローンを含む。）。
 - (10) 講習等の受講中に知り得た他の受講者の個人情報の公開。
 - (11) 講習等の受講中における政治、宗教、商業的行為やそれに類似する活動。
 - (12) 講習等を実施する施設へのペット（生き物）や酒類の持ち込み。
 - (13) 前各号に定める行為のほう助、教唆。
 - (14) 前各号に定める行為の予告、準備。
 - (15) 本規約又は各種法令に違反する行為。
 - (16) 当スクールによる講習等を妨げる一切の行為。
 - (17) その他当スクールが不適切と判断する行為。
3. 当スクールは、受講者が前二項に違反した場合には、受講者を退校処分とし、本規約に基づく受講契約を解除するとともに、当スクールがこうむった損害について暗償請求することがあります。また、受講者が故意又は重大な過失により当スクールの施設、ドローン等の機材等を破損、汚損した場合においても、同様とします。
 4. 受講者は、当スクールの指定する講習等の実施場所までの交通費、受講日当日の食費については、全て受講者自らが負担するものとします。
 5. 受講者は、受講日においてやむを得ず欠席し、又は遅刻する場合には、その理由のいかんを問わず、必ず当スクールまで連絡をお願いいたします。
 6. 当スクールは、受講者が何らの連絡なく受講日において欠席し、又は遅刻した場合には、欠席又は遅刻した講習等に関する受講料の返金義務を何ら負わずに、また当該講習等に代わる追加での講習等を提供する義務を負いません。

第 14 条 不可抗力

天候不順、地震、台風、洪水等の天変地異、戦争、内乱、革命等の社会的事変、法令の制定改廃、行政庁や裁判所からの命令・処分・指導等の公権力の行使、労働争議、火事、ドローンのメーカー等の都合によるドローンおよびドローンの部品の供給停止、その他当スクールのコントロールすることができない事情により、当スクールの安全かつ円滑な講習等の実施が不可能であると当スクールが判断した場合には、当スクールは、本契約を解除し、又は講習等の継続のために必要な日程の変更や講習等の実施施設の変更をする場合があります。

第 15 条 免責事項、非保証

1. 当スクールは、以下の各号のいずれかに該当することにより受講者が損害をこうむった場合、受講者の休業補償、損害賠償、御見舞金等、第 12 条に基づく返金を除き、一切の責任を負いかねます。
 - (1) 第 14 条に記載の事由の発生

- (2) 受講者都合による中途解約
 - (3) 受講者自身の故意又は過失による事故
 - (4) 受講期間中における盗難、いたづら、傷病
 - (5) 当スクールが加入する損害保険の補償範囲の限度を超えて発生した受講中の事故
 - (6) 休憩中の事故・食中毒・疾病・盗難
 - (7) 当スクールの指示に従わない他の受講者の責により生じた事故
 - (8) その他の当スクールの責によらずに生じた損害
2. 当スクールは、第 15 条第 1 項 4 により再試験をお断りする場合、第 13 条第 3 項による退校処分をした場合、何らの返金義務、損害賠償義務を負わないものとします。
 3. 当スクールは、当スクールの開催する講習等の安全性、受講者の事業や受講者の目的にとっての有用性、将来において法令に基づくドローンに関する免許制度、資格制度等ができた場合における当該免許、資格の取得の確実性を保証するものではありません。

第 16 条 著作権

1. 当スクールが講習等の実施中に受講者に対して提供し、又は提示する講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等に含まれる著作権の一切は、当スクール又は当スクールへの使用許諾をしている第三者に帰属します。
2. 受講者は、以下の各号に例示するような著作権に関わる一切の行為を禁止致します。
 - (1) 講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の複製（受講生本人が自身のデータ保管のために行う私的複製を除く。）および他人への譲渡・貸与。
 - (2) SNS 等における講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の引用や転載。
 - (3) 当スクールの施設における、当スクールの講師の許可のない写真撮影、録音、録画、キャプチャ等。

第 17 条 個人情報の取得と利用

1. 乙は、個人情報保護法に関する法令及びその他の規範を遵守し、甲の個人情報を厳重に取り扱います。
2. 乙は、取得した甲の個人情報を入校手続き及び講習に関する業務連絡及び受講料・諸費用の支払い手続きを目的として利用します。利用目的の範囲を超えて取得した個人情報の利用をいたしません。
3. 乙は、取得した甲の個人情報を次の各号の通り、第三者へ提供致します。
講習を担当するインストラクターに対し、講習受講に伴う業務連絡の為、本人の氏名、連絡先をメール又はインターネット経由で提供。
4. 乙は、取得した甲の個人情報を決済手続きをはじめとする一部業務を外部企業へ委託します。
5. 入校にあたり、甲が提供する個人情報の範囲は任意です。ただし、申込内容に不足が

ある場合は入校や技術証明証の発行が出来ない場合があります。また、住所・氏名・電話番号・電子メールアドレス等提出している情報に変更が生じた際は、速やかに乙へ報告してください。

6. 乙は、甲が提供した個人情報の利用目的の通知及び個人情報の開示、訂正、個人情報の追加または削除、消去や利用停止、提供停止等及び第三者提供の停止（以下「開示等」という。）を希望する場合は、下記の【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先】にて対応します。
7. 「一般社団法人 日本ドローン協会」に対し、技術証明書の発行における手続きの為、入校申込書に記入された全ての項目を郵送又はメール、インターネット経由で提供

「一般社団法人 日本ドローン協会」の組織情報は右記 URL をご参照ください。

(<https://alldrones.org/>)

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先】

株式会社セレクトィ 個人情報お問い合わせ担当窓口

住所：〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-25-6 PMO 池袋 2F

メール：info@selecty-hd.co.jp

担当責任：綿貫 聡

第 18 条 反社会勢力の排除

1. 当スクールでは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、又はその関係者の受講申込は、お受けできません。
2. 当スクールは、契約の成立後に受講者が前項に該当する事が明らかになった場合、直ちに契約を解除し、また一切の返金に応じません。

第 19 条 当スクールから受講者への連絡

当スクールから受講者への通知や連絡を行う場合には、第 17 条に基づく受講者からの届出事項に対して行うものとします。

第 20 条 受講者から当スクールへの連絡

各種お問い合わせは、下記に定める当スクール事務局までお願いいたします。

<事務局住所および連絡先>

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-25-6 PMO 池袋 2F

株式会社セレクトィ

dsi ドローンスクール池袋駅前校

TEL:0120-395-550(受付時間 9:00~18:00)

メールアドレス:info@dsi-ikebukuro.com

第 21 条 準拠法

本規約は、日本法に準拠して解釈され、適用されるものとします。

第 22 条 専属的合意管轄裁判所

当スクールの利用に関するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 23 条 本規約の改定

1. 当スクールは、受講者への予告なく本規約を変更することがあります。この場合、当スクールは、株式会社セレクトィが管理するホームページへの掲載又は受講者の届出先となる住所もしくはメールアドレスへの通知をするものとします。
2. 変更後の規約は、前項に基づく掲載日又は受講者への通知の発送もしくは発信日より全ての受講者へ適用されるものとします。

第 24 条

本規約は 2023 年 6 月 1 日に制定し、同日から施行します。

以上